

大阪府下市町村障害者と防災に関する
自治体アンケート 結果報告書

2013年3月1日

障害者・家族にとっての防災課題検討会

大阪府下市町村 障害者と防災に関する自治体アンケート 結果報告書（2013年版）

2013年3月1日

障害者・家族にとっての防災課題検討会
事務局／障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
〒558-0011 大阪市住吉区荻田5-1-22
TEL 06-6697-9005
FAX 06-6697-9059
E-mail GSP22334@nifty.com

【本アンケートの目的】

東海・東南海・南海の三連動地震や直下型地震、今後頻発することが予想される台風・大雨・竜巻などの自然災害に対して、障害者・家族・関係者がどのように備えるべきかを、①障害者や家族・関係者による日常的な防災への備えの在り方について、②この分野での行政として果たすべき役割について、③当事者団体としての障害者団体の果たすべき役割と課題について、の3点を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

【先行調査・参考資料等】

本アンケートの実施に際して、主に以下の調査・研究等を参考にした。

1. 災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（素案）
2013年1月 内閣府
2. 災害時における要援護者の個人情報提供・共有に関するガイドライン
2012年10月 日本弁護士連合会
3. 震災対策の現況と課題に係る調査～大阪府全43市町村アンケートの回答から
2012年6月 防災まちづくり研究会（大阪自治体問題研究所他）
4. 障害者と防災に関する自治体アンケート
2011年1月 兵庫障害者センター
5. 災害時要援護者の避難支援ガイドライン
2006年3月 災害時要援護者の避難対策に関する検討会
6. 東灘区・灘区・兵庫区の障害者・家族の現況
1995年6月 兵庫県南部地震障害者支援センター合同対策本部

【アンケートの実施方法】

配布方法／府下各市町村防災担当窓口への郵送によるアンケート用紙配布・回収
調査時点／2012年9月1日時点の状況

回収に要した期間／2012年8月27日送付 最終回答到着2013年1月23日
有効回答／43市町村

1. はじめに

2011年3月の東日本大震災などの経験は、障害者をはじめとする災害時要援護者にかかる防災課題の重要性とあわせ、対応の緊急性を浮き彫りにした。すでに私たちは1995年1月の阪神淡路大震災の経験を通して、それらの課題の検討と必要な対応を行政に求めてきた（兵庫県南部地震障害者支援センター合同対策本部による支援活動、実態調査活動と諸提案など）が、①発災時とその直後の課題、②発災後の避難時における課題、③生活再建の課題、のすべての時点において、災害時要援護者のいのちと暮らしへの不安がいまだ解消されないまま今日に至っている。

そこであらためて、障害者にとっての防災の課題を具体的に明らかにするとともに、いのちと暮らしへの安心を広げるための施策を整備・確立するために、①いまずぐに対応しなければならないこと、②中・長期的な視点で整備しなければならないこと、の2点について、課題や問題点を整理するために府下全市町村へのアンケートを実施した。

私たちは今後、質問事項の精査を行いつつ年1回程度の頻度で定期的にアンケートを実施することで、各自治体における要援護者への防災課題の進捗を把握し、障害者や家族・関係者や行政、障害者団体の果たすべき役割と課題を検討し、幅広い人々に発信していきたいと考えている。

今回の報告書は、その第一弾として、現時点における府下自治体の、障害者への防災対策の現状を明らかにするとともに、そこから導き出される緊急改善課題について提起するものである。

お忙しい中、アンケートにご回答いただいた府下全市町村の担当に感謝申し上げますとともに、この分野での施策の発展・拡充に、今後ともご尽力いただくよう、心よりお願いする次第である。

2. アンケート結果の特徴～災害時要援護者の避難支援ガイドラインをもとに

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(以下、ガイドライン)は、2006年3月、「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」によってまとめられた。ガイドラインは、現段階における災害時における要援護者対策の指針となっている。

そこで最初に、今回のアンケート結果について、ガイドラインとの比較・検討を通して、全体的な回答の特徴を押さえておきたい。

(1) 情報伝達体制の課題

ガイドラインでは、「市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として『災害時要援護者支援班』を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施すること」と、行政のみならず福祉団体等との連携についての必要性を示している。アンケートでは、これに特化した質問項目は設けていないが、情報の共有・支援計画の策定状況から、部局横断的な連携が十分に機能していない状況が見受けられる要援護状態は個人によってさまざまな違いがあることから、行政内部の情報伝達体制を整備して細やかな対応を行っていくことが求められている。

(2) 災害時要援護者情報の共有

要援護者名簿の作成に関しては、ほとんどの自治体が作成済み及び作成中となっている。名簿の管理・活用については防災担当部・福祉部が多く、ついで民生委員、自治会長等となっている。しかし、本来の名簿活用者以外への開示については、多くの市が行わない、あるいは未定となっており、その理由として「個人情報保護という点から」をあげている。震災等の大規模災害の場合、本来の名簿活用者も被災者となり、要援護者への必要な支援が滞ることも十分予想されることから、支援が円滑にいきわたるための方途について、平時から検討をすすめておくことが求められている。

(3) 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

ほとんどの自治体において、要援護者に関する防災マニュアルは作成済となっているが、東日本大震災以降、被害想定の内容が変化している中で、今後早急な見直しが求められている。マニュアルの周知は、要援護者に直接郵送するところは無く、ホームページや広報誌への掲載が多数を占めている。マニュアルは支援者にとってのものであると同時に、要援護者自身が活用することも重要である。災害が発生する前の準備や心構えを示すものとして機能するよう内容面の整備が求められている。しかし、当事者参画で作成したマニ

アルはほとんどなく、当事者に周知をしないとたえている自治体も存在している。

要援護者の避難訓練参加は、半数以上の自治体が把握できておらず、今後その実態を把握することが求められている。

福祉避難所運営マニュアルが作成されていないところが多く、災害時の避難所運営、一時避難所と二次〈福祉〉避難所との情報伝達・連携について混乱をきたさないよう、早期に対策を講じることが求められている。

ガイドラインが示す要援護者に対する個別支援計画は、ほとんど取り組めていないことが推察される。

(4) 避難所における支援

一次避難所における「福祉避難室」の整備については、予定していないかまたは未回答が多く、「各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施すること」というガイドラインが求める対応水準に至っていない実態が明らかとなった。阪神淡路大震災や東日本大震災では、避難所に居ることが出来ない障害者とその家族が車中で過ごしたり、危険な家屋に戻ったりするケースが多数発生したことも知られているところであり、具体的な対策を検討することが急務となっている。一次避難所には地域の小中学校が指定されているが、バリアフリーへの対応については、スロープ等を使った段差解消以外は不十分な状態となっている。

福祉避難所は、約半数の自治体で指定されていて、今後整備予定も含めると7割以上となっている。しかし、福祉避難所運営マニュアルはほとんど作成されていない。民間福祉施設が指定されているケースが多いが、設備状況や備蓄に関する状況等を把握していない、あるいは回答のない自治体が多く、早急な改善が求められる。

(5) 関係機関間の連携

ガイドラインでは、「災害時における福祉サービスの継続」「保健師、看護師等の広域的な応援」「要援護者避難支援連絡会議（仮称）等を通じた緊密な連携の構築」が、課題にあげられている。東日本大震災において厚生労働省は、福祉サービスの利用に関して柔軟に対応する旨の事務連絡を自治体に対して発出したが、震災時の混乱が大きかったこともあり十分に徹底されなかったことや、福祉サービス自体が普段から使いやすいものとなっていなかったなどの問題点が指摘されている。アンケート結果では、要援護者支援に係る、市町村、府・国との連携に様々な課題が残されていることが推察される。

(6) 全体を通して

現在内閣府において、「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」を含むさまざまな取り組みが進められている。東日本大震災における障害者の死亡被害は一般の2倍以上といわれている。障害者も含めた要援護者に有効な対策を行うためには、平時から誰もが安心して暮らせる地域をつくり上げていくことが必要となっている。

2006年策定のガイドラインが、東日本大震災の経験を踏まえてさらに拡充されることとあわせ、新ガイドラインの策定待ちになることなく、各自治体が2006年策定のガイドラインに照らして不十分な点を洗い出し、早急に改善を図ることが重要である。

またその際には、当事者の意見を十分に反映される仕組みが必要であり、当事者団体・住民団体と連携した、この分野での行政の取り組みが求められている。

最後に、何よりも防災や復興においては、全ての住民が取り残されることなく個人の尊厳が守られる観点から整備されるべきこと、そのためにも、市町村ごとの特色に合わせた独自の取り組みや工夫を進めつつ、それらの取り組みを横につなげて経験を学びあう機会を設けていくことが重要となっていることを強調しておきたい。

3. 各論

(1) 要援護者防災マニュアルに関する各自治体の回答の特徴と課題

要援護者防災マニュアルの各自治体の作成状況は、表1の通り大阪府下全43自治体中19自治体、44%が既に作成している。また、調査時点で作成中の所も含めると合計23自治体、53%となる。

加えて、表1の「その他」を何らかの形で要援護者防災マニュアルに準ずるものを作成していると読むとすれば、12自治体、28%である。その数も加えると合計35自治体、81%となり、多くの自治体が要援護者防災マニュアルを何らかの形で作成していると見ることができる。

表1 要援護者防災マニュアル作成状況

作成済	19	44%	
作成中	4	9%	
予定なし	8	19%	
その他	12	28%	地域防災計画で対応、計画の指針を作成、安否確認実施マニュアルを作成 等で対応するとしている。

防災マニュアルを作成済みもしくは作成中としている23自治体に関して、そのマニュアルで想定している対象災害は表2の通りである。

津波に関して想定しているところは4カ所であるが、マニュアルの作成時期が東北大震災以前であることが多く、考慮されていないように思われる。また、津波を想定している自治体の内3カ所は大阪湾に面している自治体である。

表2 要援護者に関する防災マニュアルで想定している災害（複数回答）

地震	16	70%
津波	4	17%
風水害	14	61%
土砂災害	12	52%
火災	4	17%
想定せず	6	26%

※作成済、作成中の23自治体分のみ集約。

防災マニュアルを作成済みもしくは作成中としている23カ所のマニュアルの周知方法は表3の通りである。

ホームページで周知しているとするところが半数余りある。また、周知しないとする自治体が4カ所あることを含め、要援護者及び支援者に直接手渡すとしている回答はない。

表3 要援護者防災マニュアルの周知（複数回答）

HP	12	52%	
広報誌	6	26%	
民生委員・自治会役員	10	43%	地元説明会
直接郵送	0	0%	
周知しない	4	17%	区長会（藤井寺）
回答なし	2	9%	庁舎内情報コーナーにて掲示、区長会での説明

※作成済、作成中の23自治体分のみ集約。

防災マニュアルを作成済みもしくは作成中としている23カ所のマニュアルの作成方法は表4の通りである。

本来、要援護者及び支援者向けであろうマニュアル作りに当事者が参加して作成したところは2カ所のみである。

また、基本的に行政内部で作成するところが大半を占めるが、当事者の情報を一定持っているであろう福祉担当部署が入らずに作成するところも多い。

表4 要援護者防災マニュアルの作成方法（複数回答）

防災担当部署	18	78%	
福祉担当部署	14	61%	
当事者参加	2	9%	
その他	3	13%	庁内横断的組織（富田林）・社協、区長会、健康課（藤井寺）・各部局参加の委員会（羽曳野）

※作成済、作成中の23自治体分のみ集約。

また、自由記述では周知方法としてエリアメールや地元FM放送を利用するところもあった。 表5

表5 災害情報の伝達・広報（自由記述）

HP、エリアメール、広報車、要援護者対応施設などへの一斉送信 FAX、個別 FAX（聴覚障害者）、自主防災組織、電話
行政無線、地元 FM 放送、民生委員、自治会、支援者、直接訪問、

表1にあるように多くの自治体が何らかの形で“要援護者防災マニュアル”もしくはそれに類するものを作成しているとしている。

しかし、実態は作成済みとするところにおいても、冊子にして要援護者や援護者が直接手にして見るができるようにしたり、同じものをホームページ上で閲覧することができるようにしている自治体がある一方、ホームページやインターネットの検索では確認することができないところや、「当事者への配布の予定は無い」とするところ、インターネット上で確認ができて数行の案内程度のものしかない自治体もあるなど、自治体間でかなりの差が見られた。

また、表1の「その他」の自治体の一つは、「地域防災計画で対応する」としているものの、実際には行政の計画書そのものであり、「マニュアル」が要援護者及び援護者に対しての手引き書としての役割を果たすものであると規定するならば、その役割を果たしているとは思われないところもある。同じく「その他」のところ「安否確認実施マニュアル」にて対応すると回答する自治体があるが、「安否確認実施マニュアル作成検討委員会設置要綱」が平成13年に作成されていることがその行政のホームページ上にて確認できるものの、「安否確認実施マニュアル」そのものは確認できない状態であった。更に、何よりも要援護者防災マニュアルの作成「予定無し」とする自治体が8ヶ所、19%ある。

自治体間に生じる格差の原因として、平成24年9月に改訂された国の防災基本計画の中に「要援護者防災マニュアル」についての記載がないことがあげられる。記載がないことを理由に要援護者防災マニュアル、もしくは、それに類するものの作成を免れるものではない。要援護者が災害に有効に備えるためにも、

- ① 発災時には自助・地域（近隣）の共助が基本であること。
- ② 平常時から要援護者の情報を集め、一人一人に支援者を定めることも含め要援護者一人一人に具体的な支援プランを策定しておくこと。
- ③ 避難支援者は要援護者との信頼関係を作っておくこと。

等が求められている。

情報収集（基本的には要援護者名簿）及び避難支援プランの策定については、行政の主導により進められなければならないが、発災時に実際に「自助」することや、避難時の支援を受けるための地域の信頼関係をつくりあげることについては自己責任だけに課してはならない。

要援護者自身及び家族にとっては、具体的にどう「自助」すればよいのかを事前に確認しておく必要がある。そのことにより、主体的に何らかの行動に繋げることができたり、具体的な支援を求めることにつながることができるのではないと思われる。具体的な個別の支援プランの作成も求められるが、多くの所では名簿の作成前後で停滞している状況であり、まだまだ時間がかかるものと思われる。

そのことも含め、現状を補完するものとして、当事者双方の手引き書としての「要援護

者防災マニュアル」もしくはそれに類するものがあるのではないかと思われる。「要援護者防災マニュアル」は、行政が発災時に使用するものではなく、当事者（支援者も含む）が発災時及びその後の避難生活で、その地域でどうすれば良いのかを示す手引き書としての役割を果たすものでなければならないのではないか。改めて、各市町村に当事者としてその地域での手引き書としての「要援護者防災マニュアル」の作成を求める必要があると考える。

また、具体的な「要援護者防災マニュアル」の中身については、ネットでの検索で知ることができるが、良いと思われるものについていくつか項目を挙げてみたい。

- ① ルビうち、イラスト、大きな文字などわかりやすいもの
- ② 簡潔なもの
- ③ 何をすべきかが明確なもの ⇒事前の備え ⇒避難の手順 ⇒避難所での生活
- ④ チェックリストとしても活用できるもの
- ⑤ 各場面で誰に相談すればいいのか書かれているもの
- ⑥ 持ち出せるサイズであるもの
- ⑦ ADLや健康情報が記入でき、避難の際に支援者に伝える機能があるもの
- ⑧ いくつかの障害状況別に配慮点が書かれているもの

等が挙げられる。

また、障害状況については、和歌山市の事例のように、見開きで、左のページに当事者が発災前、発災後に準備・注意しておくべきことが書かれ、右のページには支援者がその障害に対して注意すべきことが書かれているものがある。

同じく、障害状況については、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害、精神障害、認知症、そして難病までは対象としている所があるが、自立支援法の対象でもある発達障害についての記載があるところは、千葉県柏市の事例等があるが余り多くはない。

発達障害については、先の東北大震災時にも、周りの理解を得ることができず避難所での生活をあきらめ、壊れた自宅や自動車での生活を強いられる等大変な思いをした本人、家族が多くいた。一方で、周りの理解により、落ち着いて避難所での生活を送る事ができた事例もある。周りの理解一つで大きく避難生活が変わるが、「要援護者防災マニュアル」がその理解の助けになる可能性があり期待したい。

2006年にできた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」以降、災害時要援護者の避難支援に関わっては、多くの自治体が何らかの形で対策を行ってきた。しかし、2011年の東北大震災、それを受けての国の「防災基本計画」が2012年9月に改訂され、合わせて、災害時要援護者の避難支援に関する検討会の報告書（素案）が2013年1月29日に出され、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」についても改訂される様である。

阪神淡路大震災の経験・教訓もあるが、東日本大震災では、様々な障害のある人や関係

者が混乱し、どうして良いか分からずに命を失った人。震災時や津波では何とか助かって、その後の避難生活において障害の部分に対しての支援や配慮が足りずに命を失ったり、大きな負担を強いられ新たな障害をおったり、重度化した人がある。

東北三県の震災時の死亡率は一般の人の1.03%に比べ、倍の2.06%と言う調査もある（NHK調べ）。障害があると言うことで命の重さが半分しかないと言う状況を大きな教訓にしなければならないと考える。障害のある人の命を守る大きな手立ての一つは、周りの障害に対しての理解と、自らが積極的に防災に関わるための、自身が理解できる情報ではないか、その大きなツールの一つとして「要援護者防災マニュアル」があるのではないか。この「要援護者防災マニュアル」に関わっては以下の点について求めたい。

- ① 全ての市町村が「要援護者防災マニュアル」もしくはそれに類するマニュアル、すなわち要援護者及びその支援者にとっての手引き書となるものを作成すること。
- ② 作成に当たっては、当事者である要援護者及びその支援者の声を聞くこと。
- ③ 作成後は印刷物も含め直接当事者（基本的には全市民）の手に渡る様にする。
- ④ ホームページでの公開と合わせ、その情報へのアクセスが簡単にでき、障害への考慮も含め配慮をおこなうこと。

（2）避難訓練の状況・要援護者への災害情報の伝達

表6 避難訓練の実施単位（複数回答）

町会	16	37%	
連合町会	11	26%	
小学校区	9	21%	
中学校区	4	9%	
その他	19	44%	豊能：本庁舎単位、交野：庁内の一部

避難訓練については、回答のあった自治体のうち、太子町以外は年1～2回実施している。その他の回答の中には、自主防災組織や関係団体、各施設という単位も含まれており、大半が町会等の小さな単位で行われている。 表6

表7 想定災害（複数回答）

地震	30	70%	
津波	10	23%	
風水害	11	26%	
土砂災害	7	16%	
火災	9	21%	
想定なし	2	5%	

想定災害については、津波を想定している自治体が少ないが、昨年の中日本大震災を受けて、今後津波を想定する自治体が増えてくるものと思われる。 表7

表8 要援護者の参加状況

参加している	14	33%	
参加していない	3	7%	
わからない	16	37%	

要援護者については、14自治体が「参加している」と回答しているが、その大半が「呼びかけている」「促している」という状況で、実際に参加しているのかどうかまでの把握はできていない。 表8

避難訓練そのものは、各市町村それぞれで行われているのはもちろんのことであるが、ただ避難訓練が行われている単位そのものが、ほとんどが町会や小・中学校区という小さな単位で行われているために、訓練の詳細までが集約されていない。

それゆえ、要援護者に対しての呼びかけを行っているということまでは把握しているが、実際に参加しているのかどうかの実態が把握できていない自治体が大半である。

訓練時に車いすや担架等を使った災害時要援護者避難訓練等を実施している自治体もあるが、実際の要援護者自身の参加というよりも、要援護者を想定した訓練的要素が強い。その上に、要援護者に対しての支援に重点が置かれているため、要援護者自身が災害時にどのように行動すればよいのかという要援護者自身に視点が当てられていない。

今後は、実施単位だけの取り組みに終わらせることなく、実施単位同士の連携や経験交流、単位内の福祉施設等との連携も含め、要援護者を巻き込んだ訓練の実施が必要であると思われる。

避難訓練を定期的実施するためには、行政・社会福祉協議会・自治会・障害者自立支援協議会等で、高槻市のように避難訓練実行委員会を組織し、訓練の実施計画等を詳細に検討することが重要と思われる。課題や問題点が見つかると思われるので、定期的な訓練時に見直しをすすめ、要援護者、支援者が訓練し、身をもって体験することで、避難方法の獲得ができると思われる。

自由記述から①

【高槻市】要援護者支援避難訓練を実施するが、実施手順等については、行政はじめ、地域（民生・地区福祉委員等）や障害者団体等の各種団体で構成する実行委員会を組織し、検討を行っている。その中で、要援護者の訓練参加についても議論を行い、地域や団体からの声かけなどを行っている。

また、要援護者への災害情報の伝達については、多くの自治体が防災行政無線等の活用をあげていた。また、聴覚障害者に対しては、携帯電話での地域一斉メールやFAXの活用が想定されていた。災害についての理解が難しい障害者や要介護高齢者に対しては、支援者や地域を活用した直接訪問等の体制作りを予め整備しておくことが求められている。

自由記述から②

【太子町】防災行政無線（屋外スピーカー・戸別受信機）メール・FAX。要援護者への災害情報の提供手段としての要援護者への電話連絡、直接訪問等地域ぐるみの体制作り。

【大東市】視覚・聴覚障害者といった様々な要援護者の方に配慮した災害情報の伝達方法を検討（現在の課題）

(3) 要援護者名簿について

表9 要援護者名簿の作成状況

作成済み	大阪、堺、豊能、豊中、茨木、高槻、島本、吹田、摂津、東大阪、八尾、和泉、枚方、交野、寝屋川、守口、四條畷、大東、高石、泉大津、岸和田、熊取、田尻、泉南、富田林、大阪狭山、藤井寺、太子、河南	29	68%
作成中	能勢、池田、箕面、柏原、羽曳野、岬（時期未定） 貝塚（平成24年3月）、河内長野（平成24年9月） 河南（平成25年）、松原（安否確認名簿あり） 忠岡（今年度中）	11	26%
準備中	泉佐野	1	2%
未定	門真	1	2%
その他	千早赤阪（福祉関係課・民生委員等）	1	2%
計		43	100%

要援護者名簿の整備状況については表9のとおりである。作成の方式についてはたずねていないが、他項目との整合性等を踏まえたとき、全ての自治体で「手上げ方式」が採用されているものと思われる。

日本弁護士連合会が2012年10月23日に発表した「災害時における要援護者の個人情報提供・共有に関するガイドライン」では、関係機関共有方式の積極的活用と、緊急時の情報提供・共有を「個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを

得ない」ものとして認めるべき”、との指摘は傾聴に値する。

また、手上げ方式での整備の場合、名簿の更新についても、その頻度について課題が残ることになる。

要援護者名簿の管理については表10の通り、防災担当部局・福祉関係部局・消防・自治会・民生委員・校区福祉委員など管理保管者と活用者は同じ市町村が多い。保管・活用が未定の市町村（松原・忠岡・門真）もある。

非常時の開示については、開示しない市町村については、個人情報保護と名簿掲載時に提供先を限定していることなどが理由になっている。災害時の混乱の中で、要援護者の安否確認をスムーズに行うためにどのように活用するのか、個人情報保護も視点も踏まえあらためて整理する必要がある。

表10 非常時における要援護者名簿の開示

原則開示する	高槻、吹田、熊取、太子、河南、富田林	6	14%
開示しない	池田、寝屋川、四條畷、大東、東大阪、八尾、柏原、泉大津、 阪南、羽曳野、藤井寺、千早赤阪、大阪狭山、河内長野	14	33%
未定	堺、能勢、豊能、箕面、豊中、茨木、島本、摂津、交野、守口、和 泉、高石、忠岡、岸和田、貝塚、泉佐野、田尻、泉南、岬、松原	20	47%
その他	大阪	1	2%
未記入	枚方、門真	2	4%
計		43	100%

要援護者名簿登載の対象者について、要援護者の範囲は、障害の等級や年齢を限定しているところが多数を占めている。また、吹田・藤井寺・河内長野のように、障害・年齢に限定せず、災害時に家族などの支援だけでは避難することができない人全てを対象にしている市町村もある。表11

対象人数の把握に関しては、すべての対象者の人数をあげている自治体と、同意が得られた名簿登載人数をあげている自治体があり、アンケートからは対象者が地域に何人ぐらい存在して、自治体がどのくらい把握しているかを把握することはできなかった。今後の継続調査の中で実態を明らかにしていきたい。

要援護者と考えている範囲と名簿の記載の有無にかかわらず、行政が援護を要する可能性のある人を把握することが重要であり、そのことを通して家族の支援だけでは避難できない人の人数や状況を把握するようにすべきである。

全体を通して、各市町村とも災害時要援護者名簿の作成については、前向きに取り組まれている。ただし、名簿の保管・活用については、個人情報保護の観点から、情報の共有が難しく各市町村とも苦慮している現状が伺える。

表 1 1 要援護者名簿の対象者

身体	大阪、堺、豊中、茨木、高槻、島本、摂津、交野、寝屋川、門真、大東、東大阪、八尾、和泉、泉大津、岸和田、貝塚、熊取、泉佐野、田尻、羽曳野、太子、河南、千早赤阪、富田林、大阪狭山	26	60%
知的	大阪、堺、豊中、高槻、島本、茨木、摂津、交野、寝屋川、門真、大東、東大阪、八尾、和泉、岸和田、貝塚、熊取、泉佐野、田尻、羽曳野、太子、河南、千早赤阪、富田林、大阪狭山	25	58%
精神	大阪、堺、高槻、島本、茨木、摂津、交野、門真、大東、東大阪、八尾、和泉、岸和田、熊取、泉佐野、田尻、羽曳野、太子、河南、千早赤阪、富田林、大阪狭山	22	51%
児童	豊中、高槻、門真、大東、東大阪、和泉、泉大津、貝塚、熊取	9	21%
難病	堺、門真、東大阪、和泉、泉大津、太子	6	14%
高齢	堺、豊中、高槻、茨木、摂津、交野、寝屋川、門真、大東、東大阪、和泉、高石、泉大津、岸和田、貝塚、熊取、泉佐野、田尻、羽曳野、河南、太子、千早赤阪、富田林、大阪狭山	24	56%
範囲の記載無	能勢、豊能、池田、箕面、枚方、四條畷、柏原、忠岡、泉南、阪南、松原、守口、岬	13	30%
把握できていない	泉南	1	2%
年齢・等級を限定せず、支援を要する人	河内長野、吹田、藤井寺	3	7%

災害時要援護者名簿は、家族だけで避難できない障害者や高齢者、また、薬の配布が不可欠な難病や精神障害の人たちの安否確認をするためにとても重要な情報となる。名簿の作成にあたっては、「手上げ方式」を採用するのであればその内容を毎年更新すること、あるいは「関係機関共有方式」の採用を検討すること、いずれの場合にも開示を拒否した人を別の非承諾者名簿として行政が管理することなど、重層的な整備を行うことが重要であると思われる。

(4) 一次避難所・二次避難所について

一次避難所の持つ課題としては、想定被害数に応じた食料・寝具・飲料水確保があげられる。また一次避難所での福祉避難室の設置を予定している市町村が8ヶ所で全体の18%にとどまっており、二次避難所が果たす役割を考えた上でも、一次避難所の要援護者の対応をする福祉避難室の設置が求められる。

自由記述から③

【豊中市】発災後、早期に避難所に相談窓口の設置。健康状態の把握をし、専用スペースの確保及び生活必需品の支給に配慮する。聴覚障害者への手話通訳の手配や視覚障害者への情報伝達手段の工夫。

【東大阪市】避難所生活を続ける事が困難な場合に、相談等の生活支援が受けられる福祉施設等への福祉避難所への移転を行う。

【和泉市】要援護者の避難状況に応じて、別に教室等の開放を考えている。

【守口市】日常不可欠な福祉用具（車椅子・補装具等）、育児用品（幼児用粉ミルク・おむつ等）の搬送救急体制を確保する。介護職員等の組織的な派遣等在宅福祉サービスの継続提供に努める。

【岬町】補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等の福祉サービスを予定している。被災した児童やその家族の心のケアに務める。

二次避難所については、福祉避難所の受け入れの対象者が、高齢者・障害者・妊婦など要援護者が対象となっているが、その受け入れ範囲が明瞭ではない。二次避難所の受け入れ対象者によっては、一次避難所の福祉避難室設置と要援護者班設置の重要度が高くなる。どの要援護者が一次避難所の福祉避難室を利用するのか、どの要援護者が二次避難所を利用するのか明確にしていく必要があると思われる。

また福祉避難室や二次避難所でも適応することが難しい重度の障害者の受け入れ場所は、二次的被害を防ぐためにも、その行き場所を明確にする必要がある。病院等での多人数の受け入れがパニックを招くことが予想されるのであれば、二次避難所での服薬等の確保も必要かと思われる。ほとんどの市町村で発災時の一次避難所から二次避難所への誘導體制の検討がされていない事も大きな問題である。あらかじめ、誘導體制を準備確立しておくことが求められる。

二次避難所の指定先を福祉施設等に呼びかけ、少しずつであるが、増やしていつている動きも見られ評価される場所ではあるが、避難者1人あたりの面積が不十分ではないかと思えるなど、福祉施設でマンパワーがあるところに協力を呼び掛けている様子が推察される。二次避難所となった福祉施設等の負担を軽減するために、要援護者を支援する体制を整備することが必要である。

今回のアンケートの中で、二次避難所のマニュアルが作成済みであると応えた市町村は2市にとどまり、その整備が早急に求められる。マニュアルを作成する上で必要と思われる点として、上記に加え、災害時要援護者支援班を社会福祉施設等福祉関係者や、保健師、医師、看護師など保健・医療関係者等をメンバーとしたプロジェクトチームで平常時から設置すること、一次避難所から二次避難所への移送手段として必要である福祉車両、救急

車両等のリストを整備しておくこと、受け入れ対象者の優先順位などは要援護者名簿等を活用し、必要な人が必要な支援を受けることができるようにしておくことがあげられる。また、平常時より「避難支援プラン」個別支援計画を要援護者本人も参加して関係者と協議して作成し、避難方法の確認やそれに伴った訓練も実施しておくことも重要である。

府下で特別支援学校を避難所に指定しているのは、現在4市町村のみとなっている。支援学校は、障害児が日々生活を送っている場所であり、バリアフリーの観点からも、災害時には要援護者にとって、過ごしやすい場所である事は間違いない。府立の特別支援学校が多い中、早急に大阪府は特別支援学校が所在している市町村と連携して避難所としての指定を行うことが求められる。また、特別支援学校が「過密・過大」の状況で、十分な教育環境を整えることができていない事態を早急に改善することは、災害時への要援護者の支援にとっても極めて重要な課題であることを、大阪府は認識すべきである。

自由記述から④

【富田林市】特別支援学校を一次避難所に指定している。府立なので、大阪府との調整に時間を要する事が多い。(鍵を借用する為の手続き等)

4. おわりに

今回のアンケートを通して、府下市町村で要援護者を視野に入れた危機管理システムの構築に、わずかづつでも前向きに取り組み始めている実態をうかがうことができた。今後これらの動きを飛躍的に発展させるためには、行政として、障害者団体をはじめとする要援護者に係る当事者団体や住民団体、ボランティア団体との協力協同の取り組みが欠かせない。

アンケート結果から、改めて日本障害フォーラムが示した「災害時における障害者の支援に関する要望」が示す3つの項目が大切なものとなっていることが浮き彫りになった。

以下に、日本障害フォーラムの要望書を記載する。

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣府特命担当大臣（防災） 古屋 圭司 様

日本障害フォーラム（JDF）

代表 小川 榮一

災害時における障害者等の支援に関する要望

障害者施策の向上について引き続きご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

さて東日本大震災より 1 年 10 か月が経過し、復興の取り組みが続けられています。障害者を含む災害時要援護者は深刻な被害を受けましたが、その被害の実態は今も十分に把握されておらず、また、生活上のさまざまな困難も続いており、私たち民間団体の立場からも継続的な支援を行っているところです。

現在、国においては、内閣府の所管による「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」を含むさまざまな取り組みが進められていますが、先般の震災で大きな被害を受けた要援護者に有効な対策を打ち出すことは、障害者等を含む誰もが安心して暮らせる社会を構築するうえで不可欠のことと考えます。

このことから、下記のことを要望します。

記

1. 災害時の障害者の支援体制の枠組みに障害当事者団体・関係団体を明確に位置づけてください。

災害時要援護者の支援にあたっては、従来より民生委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携がガイドライン等にも述べられていたところです。東日本大震災において、行政さえもが被災した深刻な状況を振り返ると、緊急時により多くの社会資源が、避難支援等の活動に有効な形で参画できる仕組みを日ごろから構築しておくことは不可欠です。とりわけ、障害者のニーズや支援方法、個人情報の取り扱いのノウハウを熟知している当事者団体、および障害者相談員や支援事業所を含む関係団体等の参画を得ることは極めて有効と考えます。

平時の訓練や避難支援計画の策定、緊急時の支援、避難生活や復興の過程における支援などあらゆるステージにおいて、障害当事者団体・関係団体の参画を明確に位置づけてください。

2. 障害者の被害状況に関する検証委員会（仮称）を設置してください。

障害者を含む要援護者の被害状況については、国としての調査が進められているところですが、報道機関等の調査によれば、障害者の死亡率は住民全体の死亡率の2倍以上との結果が出されています。この被害状況を十分検証することは、障害者を含むすべての住民の安心安全のために不可欠です。国として、障害者の被害状況に関する検証委員会（仮称）などの検証の場を設置してください。

3. 今後の防災や復興においては、障害者権利条約を一つの指標として、誰もが取り残されることのない、インクルーシブな取り組みを行ってください。

今後の防災や復興においては、すべての住民が誰も取り残されることのない、インクルーシブな観点が貫かれることが必要です。緊急時の具体的な場面に避難支援の優先順位を設けるなどの技術的な観点とは別に、本来、防災や復興の理念と取り組みは、すべての住民を対象として含み、誰もが安心して暮らせる社会の構築に資するものでなければなりません。この観点から、障害者権利条約を一つの指標とした、インクルーシブな取り組みを行ってください。

障害者・家族にとっての防災課題検討会委員

雨田 信幸	きょうされん大阪支部
荒木 勝司	障害者(児)を守る住吉障連協
今西 恒毅	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会
朽見 圭子	寝屋川市障害児者を守る親の会
塩見 洋介	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会
関口 奈緒美	南河内障害者団体連絡会
高橋 茂之	障害者(児)を守る東大阪連絡協議会
西村 具通	吹田市障害児者を守る連絡協議会
信下 博	障害児者を守る豊中連絡協議会
増沢 高志	
吉井 マヤ	堺障害者(児)団体連絡協議会
吉田 敏弘	障害者(児)を守る東大阪連絡協議会

(50音順)

〈資料編〉

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要

大阪府下市町村障害者と防災に関する自治体アンケート調査用紙

障害者と防災に関する自治体アンケート 回答概要

自治体名	担当部署		要援護者防災マニュアル		
	部署名	電話番号	作成状況	タイトル/その他	
大阪市	基金管理室危機管理課	06-6208-7389	済み	〈施設防災マニュアル〉	
堺市	危機管理室防災担当	072-228-7605	済み	(災害時要援護者支援ガイドライン)	
豊能	能勢	消防防災課消防防災係	072-734-0001	作成中	完成予定未定
	豊能	総務部総務課秘書広報課	072-739-3413	済み	
	池田	市長公室危機管理課	072-754-6263	予定なし	
	箕面	総務部市民安全政策課	072-724-6750	他	未定
	豊中	危機管理室	06-6858-2086	予定なし	
三島	茨木	総務部危機管理室計画係	072-620-1617	他	未着手時期未定
	高槻	総務部総務室危機管理課 健康福祉部健康福祉政策課	072-674-7314 072-674-7162	他	要援護者支援の基本指針を定めた行動編については現在検討中
	島本	総務部自治・防災課	075-962-0380	予定なし	
	吹田	総務部危機管理室	06-6384-1753	予定なし	
	摂津	総務部防災管理課防災管理係	06-6383-1325	済み	
北河内	枚方	市民安全部危機管理室防災管理係	072-841-1221	他	枚方市地域防災計画
	交野	地域社会部暮らしの安心課	072-892-0121	済み	(災害時要援護者支援プラン)
	寝屋川	人・ふれあい部危機管理室	072-824-1181	予定なし	
	守口	市民生活部人権室危機管理課防災係	06-6992-1497	済み	(地域防災計画)
	門真	総務部危機管理課	06-6902-5812	他	平成24年3月に計画の指針を作成し、それに基づく関連機関と連携をし全体計画を作成中
	四條畷	地域振興室安全安心課	072-877-2121	検討中	
	大東	政策推進部危機管理課	072-870-9618	他	安否確認実施マニュアル
中河内	東大阪	危機管理室	06-4309-3130	済み	
	八尾	人権文化ふれあい部地域安全課	072-991-3881	他	平成25年作成予定
	柏原	総務部危機管理課	072-972-1529	予定なし	
泉北	和泉	市長公室公民協同推進室危機管理担当	0725-99-8104	作成中	平成25年3月完成予定
	高石	総務部危機管理課	072-265-1001	済み	(災害時要援護者支援プラン)
	泉大津	総合政策部危機管理課	0725-33-1131	他	要援護者支援プランは作成している
	忠岡	町長公室政策推進課	0725-22-1122	他	災害時要援護者支援プラン作成時に予定
泉南	岸和田	危機管理部危機管理課	072-423-9437	済み	(災害時における重度障害者・要介護高齢者等のための安否確認実施マニュアル)
	貝塚	都市政策部危機管理課	072-433-7392	予定なし	要援護者避難支援計画は作成済み
	熊取	企画部危機管理課防災防犯グループ	072-452-9017	済み	(災害時要援護者支援計画)
	泉佐野	市長公室市民協同課	072-463-1212	済み	(災害時要援護者避難支援計画)
	田尻	危機管理対策プロジェクトチーム	072-466-5009	他	今後作成に向け検討
	泉南	総務部政策推進課危機管理係	072-483-0004	作成中	平成25年3月完成予定
	阪南	市長公室危機管理課	072-471-5678	他	要援護者支援マニュアル
南河内	岬	直轄街づくり戦略室危機管理担当	072-492-2759	済み	
	松原	総務部市民安全課	072-337-3151	済み	(松原市地域防災計画)
	羽曳野	市長公室危機管理係	072-958-1111	済み	(災害時要援護者支援プラン)
	藤井寺	都市整備部危機管理課	072-939-1190	済み	(災害時要援護者安否確認等支援マニュアル)
	太子	生活環境室安全環境グループ	0721-98-5525	済み	災害時要援護者避難支援計画
	河南	総合政策部危機管理室安全安心係	0721-93-2500	予定なし	
	千早赤阪	総務部総務グループ	0721-72-0081	その他	要援護者支援全体計画を作成中
	富田林	市長公室危機管理室	0721-25-1000	済み	(災害時要援護者支援プラン)
	大阪狭山	政策調整室危機管理グループ	072-366-0011	済み	(災害時要援護者支援プラン)
	河内長野	市長直轄危機管理室	0721-53-1111	済み	(災害時要援護者支援プラン)

※未回答箇所は空欄 ただし()内のは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

		要援護者防災マニュアル			
自治体名	想定災害	周知方法	作成方法	伝達・広報	
大阪市	地震、風水害	ホームページ(以下HP)	防災担当	自主防災組織を通じた伝達	
堺市	火災	HP	防災、福祉担当、当事者	聴覚障害者に対して、情報をFAXで送るなど情報伝達に努めている。	
豊能	能勢	地震、風水害、土砂	HP	防災、福祉担当	
	豊能	土砂	周知しない	福祉担当	地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルを見直し、策定する予定であるのでそれに併せて再度周知を行いたい。
	池田				ホームページ、電話、テレビ、エリアメール、広報車
	箕面				防災マップの配布や、マップの点字化を行う。また、障害者団体等を対象とする説明会を行う。災害時には、市民安全メールやエリアメール、防災行政無線やFMタッキー816による情報提供を行う
	豊中				洪水災害に備え、浸水区域内にある要援護者対応施設に対し、FAX一斉送信での情報提供を行う体制を整備済み
三島	茨木				
	高槻	災害全般	出前講座など	防災、福祉担当	広報車、防災無線、有線電話、ケーブルテレビ等多様な伝達手段を用いて、民生委員、児童委員、自主防災組織等をはじめ、関係諸団体と連携をとりながら、聴覚障がい者のための手話や紙による情報提供等、要援護者の特徴等を踏まえた地域での情報伝達体制の整備、またその行動の具体化を検討中。
	島本				
	吹田				広報車、防災行政無線、テレビ放送、ラジオ放送、地域の支援者からの口頭伝達、サイレン等を、必要に応じて併用する。
	摂津	地震、風水害	周知しない	防災、福祉担当	防災行政無線、広報車
北河内	枚方	地震、風水害、土砂	HP	防災、福祉担当	市ホームページ、防災行政無線や広報車による呼びかけ、エフエム枚方による放送、自主防災組織や避難責任者による訪問
	交野	地震、風水害、土砂、火災	HP、広報誌、民生委員等	防災、福祉担当	民生委員の各担当者が伝達に行く、エリアメールでの周知、広報車での周知
	寝屋川				
	守口	想定なし	HP	防災担当	要援護者が利用する施設に、所管課が各々の施設へ速やかに伝達する
	門真	地震、風水害		防災、福祉担当	
	四條畷	地震、風水害、土砂	検討中	防災、福祉担当	検討中
	大東	想定なし	周知しない	防災、福祉担当	視覚や聴覚障害者といった様々な要援護者の方に配慮した災害情報の伝達方法を検討中。広報も同様
中河内	東大阪	地震、風水害、土砂	周知しない	福祉担当	防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、自主防災組織、市やおおさか防災ネットなどのホームページ、防災情報メール、ファックスなど
	八尾	地震、風水害、土砂	HP、広報誌、民生委員等	防災、福祉担当	防災行政無線(屋外スピーカー)、FMコミュニティ放送、携帯電話メール、FAXいっせいで送信
	柏原				防災情報メール、緊急速報メール、エリアメール、防災行政無線、広報車等による周知及び広報活動
泉北	和泉	地震、土砂	HP、広報誌	防災担当	広報車、ホームページ、エリアメール、民生委員を通じて
	高石	想定なし	民生委員等	防災担当	
	泉大津	地震、津波	民生委員等	防災、福祉担当	支援者による情報伝達、防災行政無線、エリアメール等
	忠岡	未定	未定	未定	地区の民生委員、自主防災会、自治会を通して多重的に伝達
泉南	岸和田	地震、津波、風水害	民生委員等	防災、福祉担当	防災行政無線、緊急速報メール、広報車
	貝塚	地震、津波、風水害、土砂			
	熊取	想定なし	民生委員等 地元説明会	福祉担当	防災行政無線 支援者
	泉佐野	想定なし	HP、広報誌、民生委員等	防災担当	メール配信、広報車、防災無線等
	田尻			防災、福祉担当	町内防災無線、地域住民組織等による伝達
	泉南	地震、津波、風水害、土砂、 埋没、津波、風水害、土砂、火災	HP、広報誌、民生委員等	防災、福祉担当	泉南市防災用広報システム(無線スピーカー)、市広報車、消防車両による広報、電話、ファックス、インターネット(おおさか防災ネット)、携帯電話メール(防災情報メール)。支援者の直接訪問による伝達も考慮する。
	阪南		民生委員等	防災、福祉担当	防災無線・広報車・エリアメール
岬	地震、津波、風水害、土砂	民生委員等	防災、福祉担当		
南河内	松原	地震、風水害、火災	HP、広報誌	防災、福祉担当	関係機関からの訪問、電話、メール等
	羽曳野	地震、風水害、土砂、火災	HP、民生委員等	各部局による 作成委員会	非難支援者から要援護者に声をかける
	藤井寺	地震、風水害	区長会	防災、福祉担当、区長会	広報車及び同報系防災行政無線を使用する。 安否確認等支援制度に基づく各地区での支援。
	太子	地震、風水害、土砂	庁舎内情報コーナー	防災担当	防災行政無線(屋外スピーカー、個別受信機)の他、おおさか防災情報メールやファクシミリなどを利用した情報伝達を考えています。また、災害情報が要援護者を含めた関係住民に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を進めています。
	河南				
	千早赤阪	地震、風水害、土砂			防災行政無線を整備中
	富田林	想定なし	HP	庁舎横断的組織	別添支援プラン参照
	大阪狭山	地震、風水害、土砂、火災	民生委員等	防災担当	防災行政無線、地区長・自治会長のFAX
	河内長野	地震、風水害、土砂、火災	周知しない	防災、福祉担当、関係者	エリアメール(ドコモ、au、ソフトバンク)、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール

※未回答箇所は空欄 ただし()内のものは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

自治体名		避難訓練			
		実施頻度	実施単位	想定災害	要援護者の参加状況
大阪市		各地域・各区役所で実施	連合町会	地震、津波	参加している
堺市		1～2回/年	小学校区	地震、津波	わからない
豊能	能勢	合同防災訓練	関係団体	地震	参加している
	豊能	1回/年	本庁舎単位	地震	参加していない
	池田	自主防災組織1～3回/年	自主防災組織	地震、風水害、土砂	参加している
	箕面	実施していない			
	豊中	1回/年	町会、小学校区	地震	地域により様々である
三島	茨木				
	高槻	1～2回/年	町会、連合町会、小学校区、中学校区、自主防災組織	地震、風水害、火災	2012年10月に要援護者にはポットをあてた避難訓練を実施する予定
	島本	2回/年	町会	地震	参加している
	吹田	1回/年	市内全域	地震	参加している
	摂津	1回/年	小学校区	地震、風水害	わからない
北河内	枚方	35回/年	小学校区	地震	参加されている状況はあるようだが具体的な把握は行っていない
	交野	1回/年	庁内の一部	火災	参加していない
	寝屋川	毎年各小学校区で防災訓練を実施 内数か所の小学校区では学校への避難訓練を実施		特段の想定はしていない 校区の自主防災組織による	一部小学校区では参加者がいる
	守口	2回/年	中学校区	地震、火災	わからない
	門真	市としては避難訓練は実施していないが、平成23年度は地震を想定した災害対策本部の設置、避難所従事者参集訓練を実施。総合防災訓練を平成23年度小学校区5か所、自治会等4か所、その他自主防災組織に対する防災講和・DIG訓練12団体			
	四條畷	地区により異なる	町会、自主防災組織	地震、風水害、火災	地区により異なる
	大東	大東市が社債している避難訓練は火災による庁舎からの避難訓練を年1回実施。その他では自主防火訓練の中でメニューに組み入れる自治会が何か所かある。			わからない
中河内	東大阪	市0回、自主防災組織4回	町会1回、連合町会3回	地震	参加している
	八尾	2回/年	町会、連合町会、小学校区、中学校区、各施設	地震、火災	わからない
	柏原	1回/年 自主防災組織による自主防災訓練の訓練内容の1つとして実施	町会	地震、風水害、土砂災害、火災	わからない
泉北	和泉	1回/年	小学校区	地震	参加していない
	高石	1回/年	全市	津波	参加している
	泉大津	1回/年	訓練対象地域を設定	地震、津波	参加している
	忠岡	1回/年	町会	津波	参加している
泉南	岸和田	市主催の総合防災訓練は年1回 町会等主催のものはすべて把握していない	町会、連合町会	地震、津波	わからない
	貝塚	10回/年	町会、連合町会、小学校区	地震、津波	参加している
	熊取	不定期	町会	地震	わからない
	泉佐野	町会主催で実施	町会	地域の実情に合わせて各町会で想定	わからない
	田尻	1回/年	連合町会	地震、津波	わからない
	泉南	総合防災訓練の一部として年1回実施	参加希望のある市民が対象	地震、津波、火災	わからない
	阪南	今年度1回実施	今年度小学校区	今年度津波	小学校全児童
	岬	1回/年 各地区別にて年1～2回訓練実施	町会、連合町会	地震、津波、風水害、土砂災害、火災	参加している
南河内	松原	15回/年	町会、連合町会、小学校単位	地震	参加している
	羽曳野	1回/年	小学校区	地震、風水害、土砂災害、火災	わからない
	藤井寺	概ね年1回	市内各地区自主防災組織	地震	参加状況を確認していない
	太子	実施していない			
	河南	1回/年	町防災訓練年1回実施、地区単位で年1回実施	地震	参加していない
	千早赤阪	自主防災組織	自主防災組織単位	風水害、土砂災害	わからない
	富田林	市防災訓練年1回、各町・自主防災組織によって訓練している	中学校区	地震、風水害、土砂災害	わからない
	大阪狭山	1回/年	自主防災組織	地震	参加している
	河内長野	5回/年	町会・連合町会	地震、風水害、土砂災害	参加している

※未回答箇所は空欄 ただし()内のものは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

		避難訓練
自治体名		要援護者参加への工夫
大阪市		地域で行う訓練に要援護者施設にも参加していただけるよう呼びかけている。
堺市		地域によって取組状況は違う
豊能	能勢	
	豊能	特別養護施設が自発的に施設ごとに訓練している
	池田	障害者団体に積極的な訓練参加を呼び掛けている
	箕面	
	豊中	災害時要援護者安否確認実地訓練を避難訓練と同時に実施、安否確認から避難訓練までを一連の流れで行うことで、要援護者の参加を促している。
三島	茨木	防災訓練は実施しているが、避難に特化した訓練は行っていない
	高槻	要援護者支援避難訓練を実施するが、実施手順等については、行政はじめ、地域(コミュニティー、地区福祉委員会、民生委員児童委員)や障がい者団体などの各種団体で構成する実行委員会を組織し、検討を行っている。その中で、要援護者の訓練参加についても議論を行い、地域や団体からの声掛けなどをお願いしている。
	島本	自治会や自主防災会への周知依頼
	吹田	
	摂津	
北河内	枚方	自主防災組織に対する働きかけ
	交野	現在は実施していない
	寝屋川	特段、要援護者に対象を絞った周知はしていない。
	守口	特になし
	門真	
	四條畷	車いす、担架等を市から貸し出している
	大東	大東市身体障害者連絡協議会に加盟する3団体を中心となり、年一回の避難訓練を社会福祉協議会や危機管理課も参加して行っている。
中河内	東大阪	訓練実施地域にある社会福祉施設や市社会福祉協議会の協力を得て実施している。
	八尾	現在は行っておりません
	柏原	
泉北	和泉	
	高石	災害時要援護者登録台帳に登録された方は、自主防災組織や民生委員に一覧を提出して、支援者を地域で確保するとともに、避難誘導や声掛けを行う仕組み。
	泉大津	平成24年度、津波避難訓練で、車いすを使った災害時要援護者避難訓練を実施。
	忠岡	
泉南	岸和田	
	貝塚	要援護者がいることを想定し、車いすやリアカーを使用した訓練を行っている。
	熊取	
	泉佐野	
	田尻	
	泉南	特になし
	阪南	
岬	特になし	
南河内	松原	小学校単位の訓練において、学校職員の保護のもと、要援護児童が参加しています。町会訓練で車いすに乗った恒例の要援護者にも参加してもらっています。
	羽曳野	
	藤井寺	特別なことは行っていません。
	太子	
	河南	地区長及び民生児童委員協議会等に訓練参加等の依頼
	千早赤阪	
	富田林	
	大阪狭山	日頃からの見守り活動
河内長野	自治会、自主防災組織が実施する訓練においては、要援護者を含め幅広い年代が参加するよう呼びかけをお願いしている。	

※未回答箇所は空欄 ただし()内のは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

		要援護者名簿			
自治体名	作成状況	管理・保管者	活用人	必要に応じた開示	
大阪市	作成済み	消防署、各区役所	消防署、各区役所、自主防災組織	その他	
堺市	作成済み	防災担当部、福祉担当部	未定	未定	
豊能	能勢	作成中/時期未定	防災担当部、福祉担当部	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員	未定
	豊能	作成済み	福祉担当部、消防署、民生委員	防災担当部、福祉担当部、民生委員、社会福祉協議会	未定
	池田	作成中/時期未定	防災担当部	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、定められた支援者	開示しない
	箕面	作成中/時期未定	各地区の避難所	自治会長	未定
	豊中	作成済み	福祉担当部、消防署、民生委員、校区福祉委員会	福祉担当部、消防署、民生委員、校区福祉委員会	未定
三島	茨木	作成済み	防災担当部	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会、児童委員	未定
	高槻	作成済み	防災担当部、福祉担当部、市内16か所の方面隊基地[防災拠点基地局]	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	原則開示する
	島本	作成済み	福祉担当部、民生委員	防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員	未定
	吹田	作成済み	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、定められた支援者	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、定められた支援者	原則開示する
	摂津	作成済み	福祉担当部、未定	防災担当部、福祉担当部、未定	未定
北河内	枚方	作成済み	防災担当部、福祉担当部、社会福祉協議会	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、民生委員、定められた支援者、自主防災組織	
	交野	作成済み	福祉担当部	福祉担当部	未定
	寝屋川	作成済み	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、消防団	自治会長、民生委員、校区福祉委員会、消防団	開示しない
	守口	作成済み	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、自治会長、民生委員、児童委員、消防団	福祉担当部、消防署、警察署、自治会長、民生委員、児童委員、消防団	未定
	門真	策定予定/具体的な見通しは未定			
	四條畷	作成済み	福祉担当部	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域包括	開示しない
	大東	作成済み	防災担当部、福祉担当部、消防署	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	開示しない
中河内	東大阪	作成済み	福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会	福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会	開示しない
	八尾	作成済み	防災担当部	防災担当部	開示しない
	柏原	作成中/時期未定	防災担当部、福祉担当部	防災担当部、福祉担当部	開示しない
泉北	和泉	作成済み	防災担当部、民生委員	防災担当部、自治会長、民生委員	未定
	高石	作成済み	防災担当部、自治会長	防災担当部、自治会長、民生委員	未定
	泉大津	作成済み	防災担当部、社会福祉協議会、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	防災担当部、福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	開示しない
	忠岡	今年度中に全体計画策定予定	未定	未定	未定
泉南	岸和田	作成済み	防災担当部、消防署、自治会長、民生委員	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員	未定
	貝塚	作成中/24年3月	防災担当部、自治会長、民生委員	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、定められた支援者	未定
	熊取	作成済み	福祉担当部、自治会長、定められた支援者	福祉担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	原則開示する
	泉佐野	準備中	防災担当部	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会	未定
	田尻	作成済み	福祉担当部、民生委員	福祉担当部、民生委員	未定
	泉南	作成済み	防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員、定められた支援者	防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員、定められた支援者	未定
	阪南	作成中/平成25年	防災担当部、福祉担当部	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者、地区班長等	開示しない
	岬	作成中/時期未定	福祉担当部、民生委員	福祉担当部、民生委員	未定
南河内	松原	作成中/要援護者安否確認名簿はある	未定	未定	未定
	羽曳野	作成中/時期未定	福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	開示しない
	藤井寺	作成済み	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員	開示しない
	太子	作成済み	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員	原則開示する
	河南	作成済み	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会	原則開示する
	千早赤阪	福祉関係課民生委員など	福祉担当部、民生委員	防災担当部、福祉担当部、民生委員	開示しない
	富田林	作成済み	福祉担当部、消防署、民生委員、定められた支援者	防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員、定められた支援者	原則開示する
	大阪狭山	作成済み	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長	開示しない
	河内長野	作成中/平成24年9月	防災担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者	開示しない

※未回答箇所は空欄 ただし、()内のものは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

		要援護者名簿
自治体名		開示しない場合の理由・その他自由記述
大阪市		自主防災組織を確立し、個人情報保護を適正に取扱い、要援護者の支援に取り組んでいる地域から情報提供依頼があった場合に、要援護者本人または家族の同意を必ず得た上で、その情報を提供することとしています。
堺市		
豊能	能勢	
	豊能	
	池田	上記以外に必要なし
	箕面	
	豊中	
三島	茨木	
	高槻	但し、必要と判断した場合において
	島本	
	吹田	
	摂津	
北河内	枚方	
	交野	
	寝屋川	個人情報保護のため
	守口	
	門真	
	四條畷	四条畷市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づく
	大東	個人情報保護の理由から
中河内	東大阪	本制度については、上記のみに情報提供することについて同意した方を同意した方を登録しているため、基本的には上記以外へは開示しない。ただし個人情報の第三者提供の例外にあたる場合はこの限りではない。
	八尾	個人情報保護のため
	柏原	
泉北	和泉	
	高石	
	泉大津	災害時以外は必要最小限の開示をするため
	忠岡	
泉南	岸和田	個人情報との兼ね合い
	貝塚	
	熊取	
	泉佐野	
	田尻	
	泉南	
	阪南	個人情報保護のため
岬		
南河内	松原	
	羽曳野	申請時に提供先を限定している
	藤井寺	個人情報保護の観点から
	太子	
	河南	
	千早赤阪	個人情報保護条例による
	富田林	
	大阪狭山	個人情報について開示する範囲を限定し同意を得ているため
	河内長野	災害時要援護者の情報は、要援護者が申請時に承諾した関係者・団体への提供に限定しているため。

※未回答箇所は空欄 ただし()内のものは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

		要援護者名簿 搭載対象者							
自治体名	身体	知的	精神	児	難病	高齢	その他/特記事項		
大阪市	2級	A	1級						
堺市	2級	A	1級		研究事業対象疾患	要介護3			
豊能	能勢								
	豊能								
	池田								
	箕面								
	豊中	2級	A		その他		要介護3		
三島	茨木	2級	A	1級			要介護3	75歳以上	
	高槻	2級	A	1級	者と同様		要介護4	65歳以上独居	
	島本	2級	A	1級				65歳以上高齢者のみ世帯 高齢者・障害者で町長が必要と認める者	
	吹田	災害時に家族等の支援だけでは避難することができない在宅の方で個人情報や地域の支援者に提供することに同意した次の方。①一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属する方、②昼間に一人になる高齢者、③介護が必要な方、④心身等に障がいのある方、⑤難病患者、妊産婦、外国人など何らかの支援が必要な方							
	摂津	3級	B1	2級			要介護3		
北河内	枚方								
	交野	2級	A	1級				65歳以上独居 75歳以上夫婦	
	寝屋川	2級	A				要介護3		
	守口								
	門真	6級	B2	3級	者と同様	研究事業対象疾患	要支援1		
	四條畷								
	大東	6級	B2	3級	者と同様		要支援1	緊急通報システム利用高齢者	
中河内	東大阪	2級	A	1級	者と同様	研究事業対象疾患	要介護3	一人暮らし高齢者 高齢者のみ世帯	
	八尾	2級	A	1級				糖尿病Ⅰ型Ⅱ型 障害者で災害に負担を感じている者	
	柏原								
泉北	和泉	2級	A	1級	者と同様	研究事業対象疾患	要介護3	75歳以上 高齢者一人暮らし 歩行困難	
	高石	等級による対象設定は行っていない						75歳以上のみ世帯	
	泉大津	6級			知的障害児	研究事業対象疾患	要支援1	※左は現在の搭載車を表記	
	忠岡								
泉南	岸和田	2級	A	1級			要介護3	自力での避難に不安を感じている者	
	貝塚	3級	B2		身体・知的・発達障害		要介護3	80歳以上で希望する者	
	熊取	2級	A	1級	身体・知的障害		要介護3	70歳以上のみ世帯 自力での避難に不安を感じている者で町長が必要と認めた者	
	泉佐野	2級	A	1級			要介護3	その他支援が必要な者	
	田尻	2級	A	1級			要介護3	65歳以上 町緊急通報システム利用者	
	泉南							内訳は把握できていない	
	阪南								
	岬							75歳以上	
南河内	松原								
	羽曳野	2級	A	1級			要介護3	身障手帳有する単身者 65歳以上単身世帯 75歳以上のみ世帯	
	藤井寺	①市内在住で障害者手帳等を有する者のうち自力避難が困難と予想される者、②65歳以上の要介護等高齢者で自力避難が困難と予想される者又は65歳以上のひとり暮らしの高齢者で自力での避難に不安を感じている者、③市町が必要と認める者							
	太子	2級	A	1級		対象疾患以外	要介護3	65歳以上のみの世帯の者	
	河南	4級	A	1級			要支援1	65歳以上単身 70歳以上のみ世帯	
	千早赤阪	2級	A	1級			要介護3		
	富田林	2級	A	1級			要介護3	65歳以上単身 65歳以上のみ世帯	
	大阪狭山	6級	B2	3級			要支援1	65歳以上	
河内長野	年齢、要介護、障がいの等級に関わらず、支援を要する方を対象としています。						65歳以上単身		

※未回答箇所は空欄 ただし()内のものは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

		一次避難所						
自治体名	SL	EV	WC	洗面	福祉避難室	指定変更	変更時の誘導体制/その他配慮措置等	
大阪市	回答不能				設置予定	検討中		
堺市	85/151	32/151	151/151	151/151	設置予定	検討中		
豊能	能勢	2/12	2/12	2/12	2/12	未定	検討中	
	豊能					予定なし	変更しない	
	池田	73/73	4/73	32/73	0/73	未定	災害ごとに指定	
	箕面	算定作業中				設置予定	変更しない	
	豊中	141/163	54/163	0/163	0/163	設置予定	変更しない 避難所に相談窓口開設。専用スペース確保及び用品支給。手話通訳者の配置他情報伝達手段の工夫。外国人等への情報提供。	
三島	茨木	73/75	27/75	72/75	把握していない	未定	変更しない	
	高槻	100/120	11/120	98/120		未定	変更する	
	島本							
	吹田	84/139	28/139	92/139		未定		
	摂津	28/28	2/28	28/28	0/28	未定	変更する 防災行政無線や広報車等による	
北河内	枚方	49/53	6/10	27/53	27/53	設置予定	変更する 河川氾濫時の避難所について、洪水ハザードマップを配布して周知	
	交野	地域に一任している				未定	その他 風水害と地震の避難所指定が違う場所が数か所ある。	
	寝屋川	47/59	19/59	42/59		予定なし	変更する 河川氾濫時に変更となる避難所がある。防災マップ、毎年の広報6月号等に掲載。出前講座等での説明。防災無線・広報車等で放送	
	守口					予定なし	変更しない 福祉用具や幼児用粉ミルク、育児用品等の搬送体制の確保。介護職員等の組織的、継続的な派遣等、在宅サービスの継続提供に努める。	
	門真	22/23	3/20	3/20		未定	変更しない	
	四條畷	11/14	10/14	12/14		未定	検討中	
	大東	6/8	0/0	6/8	6/8	未定	検討中 公園であるのでエレベーターはない	
中河内	東大阪	80/80	0/80	0/80	0/80	設置予定	変更する 防災マップ等で周知。変更される避難所も開設し他の避難所へ誘導。避難所生活を続けることが困難な場合福祉避難所に移送。	
	八尾	39/44	2/44	44/44	44/44	予定なし	変更しない 該当なし	
	柏原					予定なし	変更しない	
泉北	和泉	31/31	5/31	31/31	12/31	未定	変更しない 要援護者の避難状況に応じて別に教室等の開放を考えている	
	高石	7/7	6/7	7/7	5/7	未定	変更しない	
	泉大津	11/11	3/11	10/11	0/11	予定なし	変更する ハザードマップへの記載あり	
	忠岡	6/7	2/7	6/7	6/7	未定	変更する 津波の被害想定が確定し次ハザードマップ等で事前周知予定。発災時は防災無線、広報車、地区自主防災会を通じ広報予定	
泉南	岸和田					予定なし	その他 新しい津波想定が定まっていないので未定	
	貝塚					未定		
	熊取	5/5	1/1	5/5	5/5	予定なし	変更しない	
	泉佐野	21/28	9/28	14/28	14/28	予定なし	変更する ハザードマップ等で周知。広報車・登録メールなど。平時から地域支援体制構築。災害時要援護者の状況把握と多くの住民との連絡確保	
	田尻	5/5	2/5	4/5	4/5	設置予定	検討中	
	泉南		2/34			未定	検討中	
	阪南							
南河内	岬	2/7	0/0	2/7	2/7	予定なし	検討中 補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等の福祉サービスを予定している。被災した児童やその家族の心のケアに努める。	
	松原	41/62	7/62	47/62	把握していない	状況に応じて対応	変更しない	
	羽曳野					未定	検討中	
	藤井寺	16/19	3/19	18/19	7/19	未定	変更しない	
	太子	7/13				未定	変更する 一部、土砂災害時に使用できない避難所であるため、防災行政無線による避難解除情報の提供を行っています。	
	河南	16/33	0/0	6/33	6/33	未定	変更しない 専用トイレはないが手すり等は設置済み	
	千早赤阪	6/22	1/1	1/22	1/22	予定なし	変更する エリアメール、広報車など、平成25年以降防災行政無線による周知。平成24年 地域防災計画を改定する	
	富田林	7/39	5/39	35/39	25/39	未定	変更する 避難判断マニュアルを作成し、地元説明会を開催し、周知を行った。避難誘導は、市職員による誘導を実施。	
	大阪狭山	11/13	1/1	10/13	10/13	予定なし	変更しない	
河内長野	45/45	3/45	45/45	45/45	予定なし	変更しない		

※未回答箇所は空欄 ただし()内のは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

		福祉避難所			
自治体名	指定	指定施設	予定施設	指定箇所数と収容人数	
大阪市	している	民間福祉施設	民間福祉施設	障害者29か所、高齢者70か所、収容数は指定施設と協議の上決定予定	
堺市	している	福祉施設以外の公的施設、民間福祉施設		対象問わず200人、高齢者400人	
豊能	能勢	している	公設福祉施設		
	豊能	している	公設福祉施設	2か所	
	池田	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所100人
	箕面	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	
	豊中	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	50か所530人
三島	茨木	している	公設福祉施設	民間福祉施設	8か所 状況により人数は変化
	高槻	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	現在把握できていない。今後協定締結施設との間に連絡会のようなものを立ち上げるなど把握に努めていく予定である。
	島本	している	公設福祉施設、民間福祉施設		3か所188人(各施設の定員合計)
	吹田	今後予定		公設福祉施設	
	摂津	している	公設福祉施設、民間福祉施設	民間福祉施設	3か所
北河内	枚方	今後予定			
	交野	今後予定		公設福祉施設、民間福祉施設	
	寝屋川	今後予定			
	守口	していない			
	門真	その他			指定をしていた公設福祉施設が廃止となり、現在民間福祉施設と協定締結に向け協議中
	四條畷	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所142人
	大東	していない			
中河内	東大阪	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	36か所1086人
	八尾	している	公設福祉施設	民間福祉施設	3か所1109人
	柏原	していない			
泉北	和泉	している	公設福祉施設		2か所200人
	高石	している	公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設		3か所802人
	泉大津	している	民間福祉施設、福祉施設以外の民間施設		5か所
	忠岡	今後予定		民間福祉施設	
泉南	岸和田	していない		公設福祉施設	
	貝塚	している	公設福祉施設		1か所246人
	熊取	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所590人
	泉佐野	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所253人
	田尻	今後予定		公設福祉施設、民間福祉施設	
	泉南	今後予定		公設福祉施設、民間福祉施設	
	阪南	している	公設福祉施設	民間福祉施設	
	岬	している	公設福祉施設	公設福祉施設	2か所2635人
南河内	松原	している	公設福祉施設、民間福祉施設		11か所2520人
	羽曳野	している	福祉施設以外の公設施設		3か所
	藤井寺	している	公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設		2か所630人
	太子	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所 定員の定めなし 1034㎡
	河南	している	福祉施設以外の公設施設、民間福祉施設	民間福祉施設	5か所 人数等詳細については取り決めていない
	千早赤阪	している	保健センター		1か所120人
	富田林	今後予定		公設福祉施設	
	大阪狭山	していない			
河内長野	今後予定		公設福祉施設、民間福祉施設		

※未回答箇所は空欄 ただし()内のは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

		福祉避難所							
自治体名	耐震補強	特別支援学校	運営M整備	開設時期	周知方法	誘導担当	運営責任者	相互連携	
大阪市	行わない	指定していない	整備完了	一次避難所開設以降	検討中	一次避難所担当者	通常時管理責任者	整備中	
堺市	民間施設については市が整備する予定なし	二次避難所に指定すべく調整中	作成中25年3月予定	一次避難所開設以降	HP、広報誌	自分・家族で	市施設は市職員、民間施設は施設管理者	できている	
豊能	能勢	完了	指定していない	作成中時期未定	一次避難所開設以降	HP	一次避難所担当者	通常時管理責任者	整備中
	豊能	1か所完了		作成していない	一次避難所開設以降				
	池田	完了		作成予定	避難勧告発表時	HP、広報誌	自分・家族で、支援者、自主防災組織		
	箕面	行わない	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	HP	状況による	特に規定なし	できていない
	豊中	市施設完了、民間施設不明	指定していない	社会福祉協議会が作成	一次避難所開設以降	HP、民生委員、防災啓発用冊子等	自分・家族で、支援者、自主防災組織	福祉施設協議会職員等	できていない
三島	茨木	完了	指定していない	作成していない		HP	定めていない	通常時管理責任者	できていない
	高槻	行わない	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	検討中	受け入れ施設職員・市職員について検討中	通常時管理責任者	整備中
	島本	行わない	指定していない	作成していない					
	吹田								
	摂津	完了	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	HP、広報誌	一次避難所担当者	通常時管理責任者	できていない
北河内	枚方		指定していない	検討中	一次避難所開設以降	検討中	検討中	検討中	検討中
	交野		未定	作成中	未定	HP、広報誌、民生委員	未定	未定	未定
	寝屋川		指定していない						
	守口		指定していない						
	門真		指定していない						
	四條畷	整備中	指定していない	作成していない	避難勧告発表時	HP、防災マップ全戸配布	検討中	決まっていない	できていない
	大東								
中河内	東大阪	把握していない	指定していない	作成している	一次避難所開設以降	事前周知は行っていない	自分・家族で、支援者	通常時管理責任者	検討中
	八尾		指定避難所に指定	作成していない	避難勧告発表時	HP、広報誌、民生委員	災害時要援護者班	特別配置行政職員	できていない
	柏原								
泉北	和泉	完了	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	HP、民生委員、防災啓発用冊子	自分・家族で	通常時管理責任者	できていない
	高石	完了	指定していない	作成していない	未定	未定	未定	未定	できていない
	泉大津	行わない	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	HP	二次避難所配置担当者	通常時管理責任者	できている
	忠岡		指定していない	作成していない	避難勧告発表時	HP、広報誌、民生委員	一次避難所担当者、自分・家族で	未定	できていない
泉南	岸和田		指定していない	作成していない					
	貝塚	完了していない		その他	避難指示発表時	HP、広報誌	自分・家族で移動	その他	整備中
	熊取	完了	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	HP、防災啓発用冊子	都度検討	行政職員	必要なし
	泉佐野	未定	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	HP、広報誌	二次避難所配置担当者、福祉施設管理者	通常時管理責任者	必要なし
	田尻		指定していない	作成していない					
	泉南		一次避難所に指定	作成していない		HP、広報誌、民生委員			
	阪南	完了していない	指定していない	作成していない	災害対策本部長の指示	HP	市職員	特別配置行政職員	できていない
岬	未定	指定していない	作成していない	避難指示発表時	HP、広報誌、民生委員	自分・家族で	通常時管理責任者	整備中	
南河内	松原	10か所完了	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	広報誌	一次避難所配置担当者	通常時管理責任者	できていない
	羽曳野	完了していない	指定していない	作成していない	必要などき	HP、広報誌	状況に応じて	通常時管理責任者、特別配置行政職員	できていない
	藤井寺	整備中	一次避難所に指定	一次避難所含運営マニュアルに併記	一次避難所開設以降	HP、広報誌	状況に応じて	特別配置行政職員	できている
	太子	完了	指定していない	作成中/時期未定	一次避難所開設以降	HP、防災啓発用冊子	未定	特別配置行政職員	必要なし
	河南	完了	指定していない	作成していない	一次避難所開設以降	HP、広報誌、民生委員	一次避難所配置担当者	避難所運営委員会	
	千早赤阪	耐震基準をクリア	指定していない	検討中	一次避難所開設以降	HP、広報誌、民生委員	未定	通常時の施設管理者	必要なし
	富田林		一次避難所に指定	作成していない	一時避難情報発令時				できていない
	大阪狭山		指定していない						
	河内長野		指定していない						

※未回答箇所は空欄 ただし()内のものは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当すると思われるものを記載しています。

自治体名		その他自由記述
大阪市		地域と福祉避難所の連携した訓練を検討中
堺市		
豊能	能勢	
	豊能	
	池田	出前講座、市ホームページ、市広報誌等で周知
	箕面	
	豊中	災害時における要援護者の安否確認体制を整備。災害時の要援護者の避難方法などを記載した計八冊子を作成。
三島	茨木	
	高槻	
	島本	
	吹田	
	摂津	
北河内	枚方	
	交野	今後取り組んでまいりたいと考えております。
	寝屋川	
	守口	
	門真	
	四條畷	四条畷市災害時要援護者支援制度を実施している。(支援制度実施要項を定め、平成22年10月1日から実施しています。)
	大東	
中河内	東大阪	平成24年度に全避難所に車いす一台と要援護者の種類ごとの認識タグを整備した。車いすは平成25年度にもう一台づつ、合計二大づつ全避難所に備蓄する。
	八尾	
	柏原	
泉北	和泉	要援護者に対する情報伝達の観点から、メール配信、個別受信機等の整備について検討していきたい。
	高石	福祉避難所への物資等は防災倉庫から搬入する。
	泉大津	
	忠岡	
泉南	岸和田	
	貝塚	
	熊取	
	泉佐野	
	田尻	
	泉南	田尻町地域福祉見守り、安否確認事業、支えあい見守り活動実施要綱
	阪南	
岬	岬町は平常時の希望された75歳以上の高齢者(要援護者)の見守りを実施している。現在加入者は260世帯ある。また、要援護者の日常飲んでいる薬をわかるキッドと呼ばれるものを玄関先及び冷蔵庫に記してある。これら災害時の要援護者の名簿に将来的には移行していきたいと考えています。 ・小学校と町会の合同訓練を実施し、児童と町会の要援護者の方にも訓練に参加してもらっています。 ・市の防災総合訓練において、自主防災組織の方が、要援護者役になってリアカーに乗って避難誘導訓練を行いました。	
南河内	松原	
	羽曳野	
	藤井寺	
	太子	
	河南	
	千早赤阪	未整備の部分が多く検討している。
	富田林	平成24年4月7日、身体障害者福祉協会聴覚障害部に対し、防災学習会を行った。平成24年6月23日、「地域で支える要援護者支援」講演会で、障害者対応についても話してもらった。
	大阪狭山	
河内長野		

※未回答箇所は空欄 ただし()内のものは当該市への聞き取りのほか、ホームページ等により該当と思われるものを記載しています。

大阪府下市町村障害者と防災に関する自治体アンケート

2012年9月1日現在の状況をご記入ください。 MA項目は該当箇所すべてにマル印を入れてください。

自治体名	担当部署	
	電話番号	

1. 要援護者に関する防災マニュアル等についておたずねします。

(1) 貴自治体として、要援護者に関する防災マニュアルは作成されていますか。

①作成済み, ②作成中・完成(年 月頃), ③予定なし, ④その他()

(2) 要援護者防災マニュアルで想定している災害はどのようなものですか(MA)

①地震, ②津波, ③風水害, ④土砂災害, ⑤火災、⑥特段の想定はしていない,
⑦その他()

(3) 要援護者防災マニュアルをどのように周知されますか(MA)

①ホームページ, ②広報誌, ③民生委員・自治会役員を通して, ④直接郵送, ⑤周知しない,
⑥その他()

(4) 要援護者防災マニュアルの作成方法について(MA)

①防災担当部署, ②福祉担当部署, ③要援護者等当事者参加, ④その他()

(5) 要援護者への災害情報の伝達・広報についてどのような方法をお考えですか。

--

(6) 要援護者の災害時における災害情報や避難先等の問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	
	ファックス番号	

2. 避難訓練についておたずねします。

(1) 避難訓練の実施頻度

①()/年・回程度, ②実施していない, ③その他()

(2) 避難訓練の実施単位(MA)

①町会, ②連合町会, ③小学校区, ④中学校区, ⑤その他()

(3) 避難訓練実施に際して想定している災害(MA)

①地震, ②津波, ③風水害, ④土砂災害, ⑤火災、⑥特段の想定はしていない, その他()

(4) 避難訓練への要援護者の参加状況

①参加している, ②参加していない, ③わからない, ④その他()

(5) 要援護者が避難訓練に参加するためにどのような手立てや工夫をされていますか。

--

3. 災害時要援護者名簿についておたずねします。

(1) 災害時要援護者名簿は作成されていますか。

①作成済み, ②作成中・完成(年 月頃), ③予定なし, ④その他()

作成予定なしの理由:

(2) 災害時要援護者名簿の対象となる障害者・児の範囲と対象者数

	対象者の範囲(あてはまるものにマル印をつけてください)	対象者合計
身体障害者	身体障害者手帳 1, 2, 3, 4, 5, 6	人
知的障害者	療育手帳 A, B1, B2, その他()	人
精神障害者	精神保健福祉手帳 1, 2, 3, その他()	人
障害児	身体障害児, 知的障害児, 発達障害児, その他()	人
難病患者	特定疾患治療研究事業対象疾患(56種類)	人
	上記以外の疾患	人
高齢者	介護保険 : 要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5	人
	介護保険未利用者 : ()歳以上	人
その他		人
		人
合計		人

(3) 通常時に要援護者名簿は誰が管理・保管していますか。(MA)

①防災担当部, ②福祉担当部, ③消防署, ④保健所, ⑤他の行政機関()
 ⑥自治会長等地域のリーダー, ⑦民生委員, ⑧校区福祉委員会,
 ⑨定められた支援者, ⑩その他の者(), ⑪未定

(4) 発災時に要援護者名簿は誰が活用しますか。(MA)

①防災担当部, ②福祉担当部, ③消防署, ④保健所, ⑤他の行政機関()
 ⑥自治会長等地域のリーダー, ⑦民生委員, ⑧校区福祉委員会,
 ⑨定められた支援者, ⑩その他の者(), ⑪未定

(5) 上記以外に必要なに応じて要援護者名簿は開示しますか。

①原則開示する, ②開示しない, ③未定, ④その他()

(6) 開示しない場合の理由は何ですか

--

4. 一次避難所についておたずねします。

(1) 一次避難所のバリアフリー化等整備状況

整備事項	整備済か所数	未整備か所数	特記事項
道路⇄玄関⇄フロア等の段差解消	か所	か所	
エレベーター設置	か所	か所	
障害者用トイレの設置	か所	か所	
障害者用洗面所の設置	か所	か所	

(2) 一次避難所に要援護者に対応するための「福祉避難室」等の設置は予定されていますか。

①予定していない， ②予定している・整備予定か所数()か所， ③未定

(3) 津波、土砂災害等、災害状況に応じて一次避難所指定場所が変更される地域はありますか。

①変更される， ②変更しない， ③検討中， ④その他()

(4) 変更される場合の事前周知・発災時の誘導體制はどうされますか。

(5) その他一次避難所における要援護者への配慮措置についてご記入ください。

5. 福祉避難所(要援護者対象の二次避難所)についておたずねします。

(1) 福祉避難所を指定していますか。

①指定していない， ②指定している， ③今後指定の予定， ④その他()

(2) 現在福祉避難所として指定している施設(協定締結施設等)はどのような施設ですか。(MA)

①公設福祉施設， ②福祉施設以外の公設施設(公民館、地域利用施設等)
③民間福祉施設， ④福祉施設以外の民間施設(旅館等)， その他()

(3) 福祉避難所として指定を予定している施設(協定締結施設等)はどのような施設ですか。(MA)

①公設福祉施設， ②福祉施設以外の公設施設(公民館、地域利用施設等)
③民間福祉施設， ④福祉施設以外の民間施設(旅館等)， その他()

(4) 現在の福祉避難所の指定箇所数と収容人数

対象者		か所数	収容人数	特記事項
対象問わず		か所	人	
対象を指定	障害者	か所	人	
	身体障害者	か所	人	
	知的障害者	か所	人	
	精神障害者	か所	人	
	障害児	か所	人	
	難病患者	か所	人	
	高齢者	か所	人	
	妊産婦	か所	人	
	その他	か所	人	

(5) 福祉避難所の耐震補強は完了していますか。

①完了している, ②整備中, ③行政として特段の整備は行わない, ④その他()

(6) 特別支援学校(養護学校)は一次避難所・二次避難所に指定されていますか。

①指定していない, ②一次避難所に指定, ③二次避難所に指定, ④その他()

(7) 特別支援学校(養護学校)を避難所に指定する上での課題があればご記入ください。

(8) 福祉避難所の運営マニュアルは整備していますか。

①作成している, ②作成していない, ③作成中・予定・()年()月頃, ④その他()

(9) 福祉避難所の開設時期はいつですか。

①避難勧告発表時, ②避難指示発表時, ③一次避難所開設以降, ④その他()

(10) 要援護者への福祉避難所の周知はどのように行いますか。

①ホームページ, ②広報誌, ③民生委員・自治会役員を通して, ④直接郵送, ⑤周知しない, ⑥その他()

(11) 原則として福祉避難所への誘導は誰が行いますか。

①一次避難所配置担当者, ②二次避難所配置担当者, ③自分・家族で移動, ④その他()

(12) 福祉避難所の運営責任者は決まっていますか。

①通常時の施設管理者, ②特別に配置された行政職員, ③地域自治会の役員, ④民生委員, ⑤ボランティア, ⑥その他()

(13) 福祉避難所相互の連携・調整等の体制は整備できていますか。

①整備できている, ②整備中, ③整備できていない, ④整備の必要なし, ⑤その他()

(14) 福祉避難所の施設設備の整備状況

①施設の整備状況	整備済か所数	未整備か所数	特記事項
道路⇄玄関⇄フロア等の段差解消	か所	か所	
エレベーター設置	か所	か所	
障害者用トイレの設置	か所	か所	
障害者用洗面所の設置	か所	か所	
障害者用浴槽の設置	か所	か所	
その他独自に整備している事項	か所	か所	
1 _____	か所	か所	
2 _____	か所	か所	
3 _____	か所	か所	
②災害用物資の備蓄等	整備済か所数	未整備か所数	整備状況
水	か所	か所	日分
食糧	か所	か所	日分
緊急用医薬品	か所	か所	
車いす	か所	か所	台
停電時電源	か所	か所	台
その他独自に整備している事項	か所	か所	
1 _____	か所	か所	
2 _____	か所	か所	
3 _____	か所	か所	
③人員配置・人員派遣	配置予定か所数・人数		特記事項
手話通訳者・コミュニケーション支援者	か所	人	
介護者	か所	人	
医師	か所	人	
看護師・保健師	か所	人	
その他独自に整備している事項	か所	人	
1 _____	か所	人	
2 _____	か所	人	
3 _____	か所	人	

6. 障害者等要援護者の防災対策に関する上記以外の貴自治体の取り組みご記入ください。

ご協力ありがとうございました。